

重要事項のご説明: 契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ・ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ・申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この画面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ・この画面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。
- ・取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- ①この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者(本人)としてご加入いただける方		保険期間の開始時点で満20才以上65才以下の方		
加入タイプ		被保険者の範囲(○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
		本人(*2)	配偶者(年令問わず)	その他親族(年令問わず)(*3)
本人型	病気	ー	ー	ー
	ケガ	○	ー	ー
夫婦型(*1)	病気	ー	ー	ー
	ケガ	○	○	ー
家族型(*1)	病気	ー	ー	ー
	ケガ	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任危険補償特約 受託物賠償責任補償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
借家人賠償責任補償特約	(a)上表の「被保険者の範囲」の方。ただし、借戸室の賃借名義人がこれと異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 (b)借家人賠償責任補償特約については、(a)の被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。
救済者費用等補償特約	(a)保険契約者 (b)救済対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人(*2) (注)下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・家族型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用) ・夫婦型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用)
傷害による家事代行費用等補償特約	(a)本人(*2) (b)本人と生計を共にする親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

(*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」が、セットされます。

(*2)加入申込人情報入力画面の被保険者欄記載の方(家族型または夫婦型の場合においては被保険者ご本人)をいいます。

(*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでの同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合は以下のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
画面の「補償種類」欄の各項目をクリックのうえご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

画面の「補償種類」欄の各項目をクリックのうえご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

画面の「補償種類」欄の各項目をクリックのうえご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、画面の「補償開始日時」「補償終了日時」欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、画面の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては画面の「月額合計保険料欄」にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料はご登録いただいておりますカードの請求により引き落としします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。補償開始日から解約日まで
の期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照
ください。

重要事項のご説明：注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ・ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご
加入くださいますようお願いいたします。
- ・申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この画面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ・この画面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱
代理店または引受保険会社までお問合せください。
- ・取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険はカード会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項（告知義務－申込み画面入力上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義
務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。申込み内容の選択画面
に入力された内容のうち、【告知事項】と表示がある項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を入力しなかった
場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、入力内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

- ・他の保険契約等（＊）に関する情報
- （＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共
済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（＊）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、申込み内容の選択画面の保険金請
求に関するご質問に正しくお答えください。
- （＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契
約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払します。
	上記以外	普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所やメールアドレスなどを変更される場合は、遅滞なく申込み後にお知らせするお客さま専用画面からご通知（お手続）いただく必要があります。特
にメールアドレスの変更ご通知（お手続）をいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（＊）の解約を求めることができます。この場合、
保険契約者はこの保険契約（＊）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（＊）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型、夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のaまたはbいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはbによるものとします。

- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b.この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 個人賠償責任危険補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

補償開始日の午前0時に補償を開始します。ただし、補償開始日の前日午後6時以降にお申込みされた場合の補償開始時間は補償開始日の午前6時からとなります。保険料はご登録いただいておりますカードの請求により引き落としします。保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

画面の「補償種類」欄の各項目をクリックのうえご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料はご登録いただいておりますカードの請求により引き落としします。保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いするが生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、申込み後にお知らせするお客さま専用画面から速やかにお手続きください。

- ・ 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・ 補償開始日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 会員資格喪失時の取扱い

本商品の申込人となれる方はカード会員に限ります。したがって、カードの退会、またはカード会社からのカード会員資格取消等によりカードが無効となった場合、本商品も自動的に解約となります。カード無効日と保険の解約との関係は以下のとおりです。

- ・ カード無効日が1日～6日の場合は、同月末日の解約
- ・ カード無効日が7日～末日の場合は、翌月末日の解約

※ 2019年3月より基準日が変更となりました。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
〔傷害保険金〕
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
〔上記以外の保険金〕
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

この保険商品に関するお問い合わせは
「三井住友海上 インターネットデスク」 0120-926-556（無料） 受付時間：平 日 9:00～17:00 （土日・祝日、年末・年始は休業させていただきます。）
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 受付時間：平 日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます。）
万一、事故が起こった場合は
事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料） 事故はいち早く
指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808[ナビダイヤル(有料)] (受付時間:平日の9:15～17:00) 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ http://www.sonpo.or.jp/ ）

■ その他のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

1. カード会員資格がなくなった場合の取扱い

本商品の申込人となる方はカード会員に限ります。したがって、カードの退会、またはカード会社からのカード会員資格取消等によりカードが無効となった場合、本商品も自動的に解約となります。

カード無効日と保険の解約との関係は以下のとおりです。

- ・カード無効日が1日～6日の場合は、同月末日の解約
- ・カード無効日が7日～末日の場合は、翌月末日の解約

※ 2019年3月より基準日が変更となりました。

2. 事故発生時の注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- ・保険金をお支払いする場合に該当したときは、引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（＊１）をご提出をいただいてからその日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（＊２）の確認を終えて保険金をお支払いします。（＊３）

- （＊１）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- （＊２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （＊３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求められる書類をご提出いただきます。ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社から求めるもの

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・ 引受保険会社所定の診断書
- ・ 診療状況申告書
- ・ 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の３親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります

3. 契約内容登録制度について

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

4. 柔道整復師の治療に関して

柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

5. 自動継続の取扱いについて

- （１）前年にご加入の皆さまについては、お客さまが本サイト上で加入内容の変更や解約のお手続きをされない限り、前年ご加入内容に応じた補償内容で、満70才を迎える直前の補償終了日まで自動継続します。ただし、カード会員資格を失った場合は継続加入できません。
- （２）この保険の保険期間は1年間となります。著しく保険金請求の頻度が高い（例：同種の携行品を1年以内に2回以上請求）など、加入者間の公平性を損ねる保険金支払いまたはその請求があった場合は保険期間終了後、継続加入できないことがあります。継続加入いただけない場合は、ご登録いただいた住所もしくはメールアドレスにご連絡いたします。あらかじめご了承ください。

6. オプションをセットされる場合について

オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。